

議第 86 号

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 2 年呉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 8 章 略</p> <p>付則 （従業者の員数）</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第 1 項第 1 号及び第 2 項の指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8 略</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第 1 項第 2 号ア及び第 4 項第 1 号の指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>8 略 （従業者の員数）</p> <p>第 79 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第 1 項第 1 号及び第 2 項の指定放課後等デイサービスの単位は，指定放課後等デイサービスであって，その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 8 章 略</p> <p><u>第 9 章 雑則（第 106 条）</u></p> <p>付則 （従業者の員数）</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第 1 項第 1 号及び前 2 項の指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8 略</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第 1 項第 2 号ア，<u>第 4 項第 1 号及び次項</u>の指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>8 略 （従業者の員数）</p> <p>第 79 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第 1 項第 1 号及び前 2 項の指定放課後等デイサービスの単位は，指定放課後等デイサービスであって，その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>

第9章 雑則(電磁的記録等)

第106条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。